

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

令和3年盛夏

「骨太の方針2021」が決定 コロナ後の重点分野に積極投資

政府は、来年度予算編成の指針となる「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2021)を閣議決定しました。今号では、「骨太の方針2021」の中から主な項目を取り上げます。

最優先事項として「新型コロナウイルス感染症の克服」を挙げた上で、コロナ後を見据えた経済成長の「原動力」として、①グリーン社会の実現、②デジタル化の加速、③地方創

生、④出産・子育て支援の4分野に重点的な投資を行い、持続的な成長を目指すとしています。

■財政再建

財政再建では、政策に必要な支出を借金(国債)に頼らず、どれだけ税金などで賄えるかを示す「基礎的財政収支」を2025年度までに黒字化させる目標を維持しました。

しかし、内閣府が今年1月に示した最新の試算では、今年度が実質で年間4%程度、来年度は3.6%程度など高めの経済成長が続くと想定した場合でも、2025年度の「基礎的財政収支」は7兆3000億円の赤字となる見込みで、黒字化の実現は目標より4年遅い2

◆「骨太の方針2021」 ～主なポイント～

<財政再建>

2025年度の国と地方の基礎的財政収支(PB)黒字化を堅持。今年度内にコロナ禍の影響を検証、目標年度を再確認

<働き方>

選択的週休3日制の導入を促す

<最低賃金>

全国加重平均1000円への引き上げを目指す

<デジタル化>

デジタル化へ向けた官民インフラを今後5年間で積極推進

<地方活性化>

地方企業への転職促進へ人材リストを1万人に拡充

<子育て支援>

子育て支援充実へ「子ども庁」の創設

029年度にずれ込むと推計しています。

こうした厳しい状況を踏まえて、「骨太の方針」には、今年度中に新型コロナウイルスの経済財政への影響を検証し、目標年度を再確認するとしています。

■多様な働き方

働き方をめぐっては、新型コロナウイルスの影響で、テレワークや時差出勤を取り入れる動きが広がっていますが、「骨太の方針」では、週休3日制も選択肢とすることで、多様な働き方を後押しできるとみています。

選択的週休3日制は、社員のうち希望する人が1週間あたりの休みを従来の2日から3日にできる制度です。育児と仕事との両立、兼業など多様な働き方につながることを期待されています。

週休3日を選択した場合は、給与が通常の約8割となるケース、1日あたりの労働時間を増やすことで週休2日制と同じ給与を維持するケースなどが考えられます。

■最低賃金

経済を回復させるためには、賃上げにより所得を引き上げ、消費を拡大するという経済の好循環を実現する必要がありますと強調。最低賃金につ

いては、地域間の格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均で時給1000円への引き上げを目指すとしています。

一方、最低賃金の上昇は企業経営にとって大きな負担となり、コロナ禍で影響を受けた中小企業の経営がさらに悪化すれば、逆に非正規労働者の雇用の削減などにつながりかねないとの懸念も広がっています。

■デジタル化

デジタル庁の発足を踏まえ、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証の一体化も早期に実現し、デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に推進させると強調。

また、すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築するとして、オンライン化されていない行政手続きの大部分を5年以内でできるものから速やかにオンライン化するとしています。

■地方の活性化

地方の活性化に向けては、政府のファンドを通じて、大企業の人材を地方の中小企業に派遣するため、金融機関や商社などから早期に1万人規模の人材をリストアップすることや、サテライトオフィスの整備や利用促進を進めるとしています。

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2021年分の路線価(1月1日時点)を発表しました。全国約32万地点の標準宅地は全国平均で前年に比べ0.5%下落しました。新型コロナウイルスの影響で観光地や繁華街などがマイナスに転じ、6年ぶりに前年を下回りました。

都道府県別では39都府県で下落し、前年の26県から増えました。上昇は7道県にとどまり、前年の21都道府県から大幅に減少しました。

東京は、マイナス1.1%、大阪は同0.9%。東京の下落は、リーマン・ショックの影響が続いていた2013年以来8年ぶり。オフィスやテナントの需要減が要因とみられます。最も下げ幅が大きかったのは静岡のマイナス1.6%でした。

一方、上昇したのは7道県で、福岡の1.8%が最も高く、前年にプラス10.5%で全国トップだった沖縄は、1.6%の上昇にとどまりました。

都道府県庁所在地の最高路線価を

全国平均6年ぶり下落 コロナの影響で0.5%減 —2021年分の路線価—

みると、22都市で下落し、前年の1都市から大幅に増えました。インバウンド(訪日外国人)の増加で上昇が続いていた観光地などで反動減が目立ちます。

下落率が最も大きかったのはインバウンド需要が激減した奈良市。前年プラス21.2%から一転、マイナス12.5%となりました。次いで神戸市マイナス9.7%、大阪市同8.5%、盛岡市同8.0%と続いています。

路線価の全国トップは36年連続で東京都中央区銀座5の文具店「鳩居堂」前でしたが、前年を7.0%下回り、12年以来9年ぶりに下落しました。価格は1平方メートルあたり4272万円。

路線価は1月1日を評価時点として公示地価の8割程度に設定されています。1月1日以降も緊急事態宣言の発令など経済情勢には不透明感があります。そのため、路線価を基に相続税などを算出する人に不利益が生じないように、年の途中で大幅に地価が下落すれば、補正される可能性もあります。

財務省は2020年度の税収が60兆円を超え、過去最高を更新したと発表しました。新型コロナウイルス感染拡大の経済への影響が長期化する中でも、「巣ごもり需要」などで税収が伸びたことが主な要因です。

2020年度の国の一般会計税収は60兆8216億円となり、2年ぶりに過去最高を更新しました。

政府は去年12月、新型コロナウイルスの感染拡大で企業業績の悪化は避けられないとして、法人税の税収が12兆650億円から8兆410億円に減少すると見込んでいました。しかし、財務省が公表した昨年度の国の一般会計決算では、法人税の税収が11兆2000億円に上り、見込みよりも3兆円余り増えました。

消費税は2019年10月に税率を8%から10%に引き上げた効果が通年で反映され、税収が20兆9714億円(前年度比2兆6187億円増)に拡大。消費税の税収は所得税を上回り、基幹3税(所得税、法人税、消費税)で初めて最大となりました。所得税は19兆1898億円(191億円増)。給与や配当税収は減少

2020年度税収が過去最高 「巣ごもり需要」など反映

したものの、株式譲渡税収などが増えました。この結果、国の税収全体では、60兆8216億円となり、平成30年度の税収を上回って過去最高を更新しました。

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、「巣ごもり需要」の高まりによって通信関連や食品などの業界では増益を確保した企業が多かったほか、中国や米国の経済回復を追い風に自動車や電機などの輸出企業の回復が予想以上に早かったことなどが税収上振れの要因とみられます。

また、2020年の国内総生産(GDP)はコロナ禍の影響でマイナス成長に転じたが、10〜12月期は2四半期連続でプラス成長になるなど、全体では回復傾向がみられます。

一方、今年度予算も一般会計の総額は106.6兆円と、9年連続で過去最高を更新しています。税収が当初見込みより増加したといっても、一般会計の半分程度にしかならず、残り半分は国の借金である国債で賄われていて、財政状況は厳しさを増しています。



災害義援金の差押禁止が恒久化 税滞納や金融機関の借金回収など

自然災害の被災者に対する義援金が確実に生活再建に使われるよう、税滞納の徴収や金融機関などによる差し押さえを禁止する「自然災害義援金差押禁止法」が6月4日の参院本会議で成立しました。

従来は事後的な個別法で対処

自然災害の被災者は資産や収入が著しく損なわれるため、税を納められなかったり、住宅ローンなどの債務を払えなくなったりすることが少なくありません。そこで、金融機関などが、生活支援のために交付された義援金を差し押さえるケースもありました。

自然災害義援金の差し押さえ禁止に関しては、これまで一般法は制定されておらず、東日本大震災や熊本地震などの災害時に5回の個別立法がされ、限定的に対処してきました。しかし、平成29年九州北部地震や平成30年北海道胆振東部地震などは個別立法がされず、その対応は不安定なものとなっていました。

さらに、義援金は、寄附者が被災者を経済的に支援するために拠出したものであるにもかかわらず、義援金を差し押さえるの対象とすることは、災害の大小を問わず、寄附者が義援金を拠出した趣旨に反するといった声も上がっていました。

すべての自然災害を対象に恒久化

今回成立した自然災害義援金差押禁止法では、災害の規模の大小、地域、時期を問わず、自然災害(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他異常な自然現象により生じた被害)のすべてを対象として恒久化されました。

なお、義援金の定義としては、日本赤十字社などの募集団体を通じて集めた寄附を、都道府県または市町村が一定の配分の基準に従い被災者に交付する金銭としています。

この法律は、令和3年1月1日以後に発生した災害について、遡って適用されます。

8月の税務と労務

—税務—

- ★個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限……8月31日

和をもって尊し

日本には昔から「和をもって尊しとなす」という言葉があるように、和を優先し、自分の意見より協調性を大事にする文化があります。人と人が支え合い、助け合い、協調することが大事だといった精神は、日本の経営に生かされ、経済成長の原動力となりました。▼一方で、この精神は、和を乱さないために、お互いの意見をぶつけ合い、議論することを避けようとする側面があります。「和」とは一歩間違えると「慣れ合い」を生んでしまう危険性ははらんでいるの

です。▼和を重視すればするほど、思い切った改革ができなくなりません。そもそも改革とは、さまざまな意見の対立を乗り越えて実行されるものです。旧来のやり方を打破しなければならぬ局面もあるはずで、全員賛成の和を美德とする精神構造は、難局を突破するうえで阻害要因となりかねません。▼「和をもって尊し」の本来の意味は、互いの相違を認め合った上で、互いに意見をぶつけ合い、切磋琢磨し、調和することではないでしょうか。